

医療機関の勤務環境の改善に関する取組(佐賀県)(※平成30年8月1日現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
勤務環境の改善・向上	佐賀県医療勤務環境改善支援センター 【TEL:0952-37-1414】(総合窓口) 【TEL:0952-26-3946】(労務管理に関すること)	佐賀県医療勤務環境改善支援センター	人事・労務管理の専門家である医療労務管理アドバイザーや診療報酬・経営管理面等の専門家である医療経営アドバイザーが、勤務環境の改善・向上に取り組む医療機関に対し、相談、助言等を無料で実施します。また、勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関の好事例を収集し、普及を図ります。
	厚生労働省佐賀労働局助成金担当 職業安定部職業対策課 【TEL:0952-32-7173】	人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくりの制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入等により、従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成します。
		人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース)	県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体が、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成します。
		人材確保等支援助成金 (介護福祉機器助成コース)	介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成します。
		人材確保等支援助成金 (介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)	賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護・保育事業主に対して助成します。
		人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成します。
		人材確保等支援助成金 (設備改善等支援コース)	生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善(賃金アップ)等を図る事業主に対して助成します。
	佐賀産業保健総合支援センター 【TEL:0952-41-1888】	メンタルヘルス対策等産業保健事業に関する相談等	事業者、産業保健スタッフ、労働者などを対象に職場の産業保健活動を無料で支援します。産業医学、労働衛生工学などの専門スタッフによる相談対応、研修・セミナーの実施、個別訪問による助言等を実施し、個別のメンタルヘルス対策支援として管理監督者・若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育を実施します。県内4か所の地域窓口(佐賀、唐津、武雄、伊万里)では、50人未満規模の事業場を対象に、産業医、保健師などによる相談対応、個別訪問をはじめ、労働者に対する健康相談、面接指導を実施します。
	厚生労働省佐賀労働局 雇用環境・均等室 【0952-32-7218】	時間外労働等改善助成金 (時間外労働等上限設定コース)	労働基準法第36条第1項の規定による限度基準を超える協定(特別条項)を締結している事業場を有する中小企業事業主が、時間外労働の上限設定を目的として、一定の取組(労働能率を促進する機器の導入、労務管理用機器の導入、労働時間等の設定の改善に係る研修等)を行った場合に、その取組に要した費用の一部を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (勤務時間インターバル導入コース)	『勤務時間インターバル』制度を導入していない中小企業事業主等が、同制度の導入(または制度の拡充)を目的として、一定の取組(労働能率を促進する機器の導入、労務管理用機器の導入、労働時間等の設定の改善に係る研修等)を行った場合に、その取組に要した費用の一部を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (職場意識改善コース)	労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲のある中小企業事業主が、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を目的として、一定の取組(労働能率を促進する機器の導入、労務管理用機器の導入、労働時間等の設定の改善に係る研修等)を行った場合に、その取組に要した費用の一部を助成します。
		中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金)	事業場内の最低賃金が『時間給1000円未満』の場合に、対象となる労働者の賃金を30円(もしくは40円)以上引き上げることで、労働能率の促進に資する設備・機器等の導入に係る費用の一部を助成します。
		両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取組によって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に、一定額を助成します。
		両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	仕事と介護を両立するための職場環境整備の取組を行い『介護支援プラン』を作成したうえで、介護休業の取得・職場復帰、または介護のための勤務制限制度(介護制度)の利用を円滑にするための取組を行った事業主に、一定額を助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)	『育児復帰支援プラン』を作成して育児休業の円滑な取組と職場復帰の支援を行った場合や、育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に、一定額を助成します。また育児から復帰した労働者を支援するために、法を上回る新たな制度を導入するなどした中小企業事業主に助成されるものもあります。
		両立支援等助成金 (再雇用者評価処遇コース)	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した労働者が就業可能となった場合に、今までの経験、能力が適切に評価され働くことができる再雇用制度を導入し、再雇用者を継続雇用した事業主に一定額を助成します。
	厚生労働省佐賀労働局 労働基準部健康安全課 【TEL:0952-32-7176】	受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するために、①喫煙室(喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上を満たすもの)又は②閉鎖系の屋外喫煙所(喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しないもの)の設置・改修を行う中小企業事業主に対し、その経費の2分の1(上限100万円)を助成します。
		佐賀県働き方改革推進支援センター 【0120-610-464】	働き方改革の推進支援
多様な働き方が可能な環境の整備	佐賀産業保健総合支援センター 【TEL:0952-41-1888】	治療と仕事の両立支援	専門のスタッフが以下のサービスを無料で行います。患者、家族及び労務担当者からの相談対応。管理者向けの教育。体制、勤務、休暇制度、規定への助言。医療機関と連携した職場と患者との調整支援。

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
就業の促進	佐賀県地域医療支援センター (佐賀県健康福祉部医務課地域医療担当) 【TEL:0952-25-7033】	佐賀県地域医療支援センター事業	県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行うことにより、医師の地域偏在の解消を図ります。 また、医師に対する復職、育児、キャリア支援等に関する相談窓口を設置し、電話相談等を行います。
	佐賀県健康福祉部医務課 地域医療担当 【TEL:0952-25-7033】	産科医等確保支援事業	分娩を取り扱う産科医や助産師に分娩手当を支給する産科医療機関に対し、手当支給経費の補助を行います。
	佐賀県健康福祉部医務課 看護担当 【0952-25-7072】	病院内保育所運営費補助	病院内保育所を運営している医療機関に対し、保育士等の人件費について補助をします。
		病院内保育所施設整備事業費補助	医療法人等が行う病院内保育所施設整備に要した経費について補助をします。
	厚生労働省佐賀労働局 佐賀公共職業安定所人材確保対策コーナー 【Tel0952-24-4361(代表)】	「人材確保対策コーナー」による福祉分野の無料相談	無料相談を通して、福祉分野(医療、介護、保育関係)での人材確保に向けて、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ります。
		福祉関係求人充足プラン策定支援	福祉関係求人雇用管理の改善に努める求人者に対する支援の実施を行います。
	厚生労働省佐賀労働局 佐賀公共職業安定所マザーズコーナー 【Tel0952-41-4700(ダイヤルイン)】 厚生労働省佐賀労働局 鳥栖公共職業安定所マザーズコーナー 【Tel0942-82-3108(代表)】	「マザーズコーナー」による無料相談	子育てしながら就職を希望する者に対する就職支援を実施いたします。
厚生労働省佐賀労働局 佐賀公共職業安定所 長期療養者就職支援担当 【Tel0952-24-4362】	長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業	がん等の疾病により、長期療養をしながら就職を希望する者の就職支援について、主としてがん診療連携拠点病院における出張相談を実施します。	
佐賀県ナースセンター 【TEL:0952-51-3511】	ナースバンク事業	看護職員の求人登録、求職登録により、医療機関等とのマッチングを行っています(無料)。	
キャリアアップ・人材育成	厚生労働省佐賀労働局 職業安定部職業対策課助成金担当 【Tel0952-32-7173】	キャリアアップ助成金	いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進する取り組み(正規雇用労働者への転換、直接雇用、賃金規定等改定による賃金引上げ、法定外の健康診断制度導入、正規雇用労働者と共通の賃金規定・諸手当制度の導入及び、短時間労働者の社会保険加入同時に賃金引き上げまたは所定労働時間の延長等)を実施した事業主に対して助成します。
	佐賀県健康福祉部医務課 看護担当 【0952-25-7072】	新人看護職員研修費補助	新人看護職員の卒後臨床研修を実施した医療機関等に対し、経費の一部を補助します。
		新人看護職員等集合研修	医療機関等において新人看護職員の教育を担当する指導者の研修、及び新人看護職員研修を自施設単独でできない医療機関等を対象とした研修を実施します。
その他	厚生労働省佐賀労働局雇用環境・均等室 【Tel0952-32-7167】	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定)	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、行動計画に定めた目標を達成するなどの認定基準を全て満たした事業主は、子育てサポート企業としてくるみん認定を受けることができます。認定を受けると、自社の商品や広告、求人票などにくるみんマークを付けることができ、子育てサポート企業として企業のイメージアップ、優秀な人材の確保につながります。
		女性活躍推進法に基づく認定(えるほし認定)	女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し労働局に届出をした事業主のうち、女性活躍の状況が進んでいる事業主は、えるほし認定を受けることができます。認定を受けると、自社の商品や広告、求人票などにくるみんマークを付けることができ、女性の活躍が進んでいる企業として企業のイメージアップ、優秀な人材の確保につながります。
	佐賀県健康福祉部医務課 看護担当 【0952-25-7072】	看護職員再就業支援事業	看護師等免許保持者の届出制度の創設に伴い、離職等により佐賀県ナースセンターに届出をされた看護職員に対し、就業等に係る情報提供、相談対応等の復職支援を行います。
		プラチナナース再就業支援事業	定年等により退職した60歳以上の看護職員(プラチナナース)に対し、研修や就業等に係る情報提供、相談対応等の再就業支援を行います。